

# 和歌山県森林環境保全整備事業検査要領

平成28年5月26日 森第05260015号

(最終改正)

令和6年6月3日 森第 233 号

(趣旨)

第1 和歌山県森林環境保全整備事業補助金交付要綱（平成12年4月7日付け森第33号。以下「要綱」という。）第8条に規定する森林環境保全整備事業の竣工検査（以下「検査」という。）は、要綱、和歌山県森林環境保全整備事業実施要領（平成28年5月26日付け森第05260014号。以下「実施要領」という。）、及びこの要領に定めるところによる。

(検査者)

第2 検査者は、振興局の職員のうち、振興局長が命じた者とする。なお検査に際しては、検査者2名、又は検査者と検査を補助する者による2名の体制で実施するものとする。ただし、GNSSデータ等の位置情報を活用して現地検査を行ったことが確認できる場合は、1名体制による検査も可とする。

(検査の区分及び現地検査の省略)

第3 検査は、要綱第4条第1項に規定する森林環境保全整備事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の受理後、速やかに1施行地ごとに、原則として書類検査及び現地検査により行うものとする。

2 要綱第4条第1項の規定によるオルソ画像等が添付された申請の施行地について、添付画像により第16から第31に定める内容について確認できる場合は、その確認をもって現地検査に代えることができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の施行地については、現地検査を省略することができる。

(1) 森林環境保全直接支援事業で行う間伐及び更新伐（以下「間伐等」という。）にあっては、1申請に係る補助申請の事業規模要件を満たす施行地のまとまり（以下「申請単位」という。）の数に応じ、次表から無作為抽出する検査単位数を定め、検査対象となる申請単位において、当該1申請に係る総施行地数の1/10以上に相当する施行地を除く施行地。

申請単位数	検査単位数	備考
1	1	
2 ~ 4	2	
5 ~ 8	3	
9 ~	申請単位数×0.4	小数点以下切り上げ

(2) (1)以外の施行地であって1施行地の面積が3ha未満のものについては当該施行地のうち無作為抽出する、その1/10以上に相当する施行地を除く施行地。

(3) 附帯施設整備については、その目的とする施行に包含する取り扱いとする。ただし森林作業道については、現地検査省略の対象としない。

4 無作為抽出は、事業担当課以外が行うこととし、その抽出については、事後においても抽出過程を確認できる方法で行うこと。

5 松くい虫による被害木等の伐倒・処理については、伐倒本数による数量検査を行うものとする。ただし、伐倒総本数の30%以上を無作為に抽出検査できるものとする。

#### (検査の認定)

第4 検査の結果、当該施行地が、実施要領の規定に適合しないものであるときは、完成と認めず、その旨を申請者に通知するものとする。

#### (検査調書及び事業台帳の作成)

第5 検査者は検査した事項に基づき検査調書兼事業台帳（別記第1号様式。以下「検査調書等」という。）を作成するものとする。

#### (検査調書等の保存)

第6 交付申請書及びその添付資料、検査調書の保存期間は、交付決定条件に定める補助金相当額の返還義務の期間とする。

### 書類検査について

#### (書類検査の趣旨)

第7 書類検査は、主として申請書及び証拠書類により、その記載内容が要綱等の規定に定める採択要件に合致しているかどうかを確認することを目的として行うものとする。

#### (森林所有者及び造林地の地番)

第8 施行地の森林所有者及び地番について、森林簿、森林経営計画、受委託契約書等で確認する。

#### (使用資材)

第9 使用材料の数量、規格等については、実施要領第11の資料により確認する。

#### (除伐等の確認)

第10 除伐等に関する伐採対象不良木の平均胸高直径が18cm未満の確認は、実施要領第7の資料により確認する。

(伐採木の搬出材積の確認)

第11 間伐等における伐採木の搬出材積については、実施要領第6の資料により確認する。

(事業採択基準等の確認)

第12 要綱、要領に定める採択基準及び各種計画等に適合しているかの確認を行うこと。

(施行地の確認)

第13 実施要領第12の資料及び森林クラウドシステム等により確認する。

(現場監督費及び社会保険料等の確認)

第14 現場監督費及び社会保険料等の加算については、実施要領第9の資料により確認する。

(申請書等の確認)

第15 事業主体としての要件について、実施要領第10の資料により確認する。

現地検査について

(施行地の位置確認)

第16 施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致するか、森林計画図、GNSS、森林クラウドシステム等で照合・確認するものとする。

(施行地の境界)

第17 実施要領第5(1)の基準に合致しているかを確認すること。

(除地)

第18 実施要領第5(2)の基準に合致しているかを確認すること。また、空中写真等を利用し、除地として扱うべき箇所の有無を確認すること。

(測量成果・面積の確認)

第19 コンパス等による測量の場合は、現地において、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、実施要領第4(3)の基準に合致しているかを確認する。

2 GNSS等による測量成果の提出があった場合は、現地において、2か所以上の測点を計測し、実施要領第4(3)の基準に合致しているかを確認する。(「GNSS測位機器による造林事業検査等マニュアル」に基づき、事前協議及び検査等を行うこと。)

3 オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルをGIS等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。

(施行状況の検査)

第20 実施要領第5(3)の方法により行うものとし、検査ポイントは、施行地の面積1ha未満の場合は1か所以上、1ha以上5ha未満の場合は2か所以上、5ha以上の場合は3か所以上、以降5haにつき1か所以上を追加すること。

(枯損率)

第21 実施要領第5(4)の基準で計算されているかを確認する。

(本数の査定)

第22 実施要領第5(5)の基準により査定する。

(苗木の標準規格)

第23 苗木が標準単価に定められている長さ及び根元径の標準規格を満たしているかを確認すること。

(樹種区分)

第24 実施要領第5(6)の基準で行われているかを確認すること。

(地拵えの状況)

第25 標準単価の適用基準に合致しているかを確認すること。

(樹下植栽等の検査)

第26 標準単価の適用基準に合致しているかを確認すること。

(下刈り、枝打ち及び除・間伐等の林齢の確認)

第27 下刈りについては当該施行地の植栽時の検査調書等により、枝打ち及び除・間伐等については、森林簿、伐根の年輪等により林齢を確認すること。

(下刈りの検査)

第28 標準単価の適用基準に合致しているかを確認すること。

(雪起こし及び倒木起こしの本数及び面積)

第29 実施要領第5(7)の基準で計算されているかを確認すること。

(伐採木の搬出材積の現地確認)

第30 間伐等における伐採木の搬出材積については標準地調査法等により、施行地内の伐採率、搬出木の伐根、林地残材等の状況から搬出材積を推計し、補助申請上の搬出材積と照合し確認すること。

(森林作業道等の検査)

第31 森林作業道等の検査は、対象車両の通行に支障がないかどうかを確認するとともに、

和歌山県森林作業道作設指針に規定する各項目と照査し、検査するものとする。

- 2 延長及び幅員の検査は、延長おおむね300mごとに1か所以上、測点間距離及び幅員を実測し確認すること。
- 3 木製構造物については、施行箇所ごとに規格等を確認すること。

(付帯施設等整備の検査)

第32 標準単価の適用基準に合致しているかを確認すること。

(施業図等への記入)

第33 施業図に下記事項を朱線で記入する。ただし、GNSSデータ等が記録された資料等により検査位置を特定することができる場合は省略できるものとする。

- 2 検査者が検査のため踏査した経路
- 3 検出した線又は検出点
- 4 検査者が検査した標準地の位置

その他

(検査写真の撮影)

第34 検査調書等の付属資料として、検査時において以下の写真を撮影すること。なお、これらの写真は、原則としてGNSSデータ等が記録されたものとする。

(1) 事務検査

検査者及び立会人並びに検査状況の写真

(2) 現地検査

検査者及び立会人並びに検査ポイントでの検査状況の写真

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月3日から施行する。

